第四章の次に次の一章を加える。

第五章　特定信用事業電子決済等代行業

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第四十九条の二　法第九十二条の五の六の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

（特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読替え）

第四十九条の三　法第九十二条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号ホ中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（農業協同組合法第九十二条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

（登録の基準となる法律の範囲）

第四十九条の四　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（名称の使用制限の適用除外）

第四十九条の五　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定

二　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

四　銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一　水産業協同組合法第百二十一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

三　労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

四　銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会

五　農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会

六　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（目的外利用の禁止の適用除外）

第四十九条の六　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役員等（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

認定	業務
水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定	同法第百二十一条の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定	同法第六条の五の八に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務

（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）

第四十九条の七　外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。）を含む。第六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の三第一項第一号	氏名	氏名及び外国に住所を有する個人については日本における代理人の商号、名称又は氏名
第五十二条の六十一の三第一項第三号	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の三第二項第二号	含む。）	含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の七第一項第三号	役員	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）